

保護者の皆様へ

令和 2 年 4 月 30 日
尼崎市教育委員会 学事課

新型コロナウイルスの影響に伴う就学援助制度の取り扱いについて

この度、新型コロナウイルス感染防止対策による、臨時休校の更なる延長に伴い、就学援助制度の取り扱いを下記のとおり変更いたします。（4月28日時点）

1 申請期間の延長

4月認定とする方の締切日を5月20日から6月30日まで延長いたします。

2 1学期分支払日の変更

申請期間の延長に伴い、審査期間も要するため就学援助の支給日を7月31日から8月31日に変更させていただきます。

7月1日以降に提出され、認定になられた方は、受付当月分からの支給となります。（支払は2学期（12月）になります。）

3 就学援助の対象となる方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 令和元年度または令和2年度において、児童扶養手当の支給を受けている方
- ③ 前年の世帯の所得合計が基準額以下の方（詳しくは「就学援助のお知らせ」に記載）
- ④ その他経済的な理由によって就学が困難となる特別な事情がある方（失業等）

4 新型コロナウイルス感染症の影響で失業等となった方

新型コロナウイルス感染症の影響で失業等により、家計状況が急変している世帯については、現在の世帯の状況をお聞きして、その事情を加味して審査を行いますので、教育委員会学事課までご相談ください。（なお、世帯の所得が基準以下の必要があります。）

※事情に応じて、その状況が確認できる書類の提出もご案内します。

また、就学援助は随時受付を行っております。

年度途中で就学援助が必要になった方については、お早めに申請ください。受付月に応じて就学援助費を支給します。

※これは4月28日時点であり、状況により変更がある場合があります。

お問い合わせ先

教育委員会 学事課（電話：06-4950-5671）